

# 令和6年度 補助金・助成金のご案内

## 温暖化対策に関する補助金

### 脱炭素推進設備導入補助金

再生可能エネルギーの普及促進と省エネルギー化の推進を図るため、市内の住宅に太陽光発電システムなどを設置した方に補助金を交付します。

**対象**／令和6年中に住宅に対象設備を設置した方、対象設備付き住宅を購入した方

### 申請期間

(1) 6月30日までに設置を完了などした方は、7月1日～31日

(2) 7月1日から12月31日までに設置を完了などした方または(1)の申請期間中に申請できなかった方は、12月1日～令和7年1月15日

※申請多数の場合は、抽選。

### 対象設備

①住宅用太陽光発電システム、②定置用蓄電池、③家庭用燃料電池システム（エネファーム）、④ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、⑤V2H充放電設備

### 補助金の額

①1誌当たり2万円（上限8万円）、②1誌当たり2万5千円（上限10万円）、③④1台当たり2万5千円、⑤1台当たり2万円

申請・問／生活環境課  
(☎23-0584)



▲市ホームページ

### 電動車導入補助金

燃料電池自動車、電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車の普及促進を図るため、ガソリン車などから対象車へ買い替えた方に補助金を交付します。

**対象**／市内に住所を有し、1月1日から12月31日までにガソリン車などから対象車に買い替えた方

### 申請期間

(1) 6月30日までに買い替えた方は、7月1日～31日まで

(2) 7月1日から12月31日までに買い替えた方または(1)の申請期間中に申請できなかった方は、12月1日～令和7年1月15日

※申請多数の場合は、抽選。

### 対象車

燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車

### 補助金の額

1台当たり2万円  
(☎23-0584)



▲市ホームページ

## 生活環境に関する補助金

### 生ごみ処理容器等設置補助金

生ごみの減量化および堆肥化による資源の再利用の促進を図るため、生ごみ処理容器などを購入した方に補助金を交付します。

**対象**／①電気式生ごみ処理機または②生ごみ処理容器（コンポスト）を購入した方

※申請者または申請者と同一世帯の方は、同一年度内に電気式生ごみ処理機とコンポストの補助を重複して受けることはできません。

**持ち物**／領収書の写し（申請者名が記入されているもの）、メーカー保証書・取扱説明書（電気式のみ）、振込先の口座番号が分かるもの

### 補助金の額

購入費用の2分の1  
(①上限3万円、②上限3千円)

### 補助限度基数

①1基、②2基  
申請・問／生活環境課  
(☎23-0584)

### 雨水貯留タンク設置補助金

防災に対する市民意識の向上・啓発の促進および水害の軽減のため、雨水貯留タンクを設置した個人、法人に対して購入および設置に要した費用に補助金を交付します。

**対象**／次の全てに該当する方

- 市内に住所を有する個人または法人で、建物に雨水貯留タンクを設置した方
- 市税等を滞納していない方
- 過去に当該補助金の交付を受けていない方

**対象製品**／雨水を100ℓ以上貯留できる常設型の雨水貯留タンク（未使用製品）

**補助金の額**／購入および設置費用の2分の1（上限2万5千円）

※予算の範囲内で補助金を交付します。希望する方は早めの申請手続きをお願いします。

**申請方法**／申請書に必要事項を記入の上、添付書類と併せて提出  
**申請・問**／上下水道経営課  
(☎23-0846)



▲市ホームページ

### 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

**対象**／合併処理浄化槽設置整備事業の補助対象地域内で一般住宅に合併処理浄化槽を設置する個人

### 補助金の額

申請・問／  
上下水道施設課  
(☎23-0847)

| 区分      | 補助金の額    |
|---------|----------|
| 5人槽     | 332,000円 |
| 6人～7人槽  | 414,000円 |
| 8人～10人槽 | 548,000円 |

※予算に限りがあります。早めにご相談ください。  
 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

**町内会などに関する補助金**

**地区集会所設置事業等補助金**

町内会などが管理する地区集会所の修繕などを行う場合、事業費の一部を補助します。

**補助金の額**／補助対象事業費の2分の1（事業費が10万円以上20万円未満の場合は、事業費から10万円を除いた額）

※新築、増築・大規模修繕の場合は700万円、修繕の場合は100万円が上限。

増築・大規模修繕とは、すでにある集会所の既存部分の床面積を10平方メートル以上増加または既存集会所全体における集会所の屋根、壁もしくは床畳の新調を含むの2分の1以上の部分を造り替えることをいいます。なお、前年度から定義を改正していません。

※交付決定を受ける日以前10年間の修繕に対する補助金総額は100万円が限度であるなどの要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

申請・問／総務課（☎23-0185）  
 リサイクル運動報奨金

資源物の回収を実施した団体に報奨金および回収量に応じた加算金を交付します。



▲市ホームページ

事前に団体登録が必要になります。昨年度登録した団体も登録手続きを行ってください。

対象／町内会・子ども会・老人会などの団体  
 団体登録締切／5月31日(金)  
 持ち物／振込先の口座番号が分かるもの

報奨金の額／資源物1誌につき3円

※回収実施期間ごとに報奨金を申請していただきます。

**加算金の額**

| 回収量                | 加算金の額   |
|--------------------|---------|
| 2.5トン以上<br>5.0トン未満 | 2,500円  |
| 5.0トン以上<br>7.5トン未満 | 5,000円  |
| 7.5トン以上<br>10トン未満  | 7,500円  |
| 10トン以上             | 10,000円 |

申請・問／生活環境課（☎23-0584）  
**ごみ集積箱設置等事業補助金**

町内会などでごみ集積箱を購入・設置・改築・修繕する場合に補助金を交付します。

申請は、事業実施前になります。ご注意ください。

対象／町内会または自治会など  
**補助金の額**／設置等金額（1万円以上）の2分の1（上限10万円）

申請・問／生活環境課（☎23-0584）



▲市ホームページ

**防犯カメラ設置補助金**

対象／地域団体(町内会・自治会など)

**●新設・更新費用の補助**

申請受付／5月1日(水)～7月31日(水)  
**補助金の額**

【新設】補助対象費用の4分の3（上限：設置台数×30万円）  
 【更新】補助対象費用の3分の2（上限：設置台数×30万円）

**●維持管理費用の補助**

申請受付／令和7年1月以降  
**補助金の額**／補助対象費用の2分の1（1台当たり上限5万円）

※補助の対象は、市の防犯カメラ補助金の交付を受けて設置した防犯カメラの令和6年1月～12月までの維持管理費用(修繕費など)です。

**防犯灯補助金のご案内**

対象／地域団体(町内会・自治会など)

**●新設・修繕・変更費用の補助**

**補助金の額**

【新設】補助対象費用の6割  
 【修繕・変更】補助対象費用の5割  
 ※年度内に工事および支払いが完了することなどの要件があります。

**●管理費(電気料)費用の補助**

申請受付／令和7年1月以降  
**補助金の額**／管理費(電気料)の8割  
 ※補助の対象は、防犯灯の令和6年1月～12月までの電気料金です。

申請・問／危機管理課（☎23-0576）

**子育て・健康に関する補助金**

**医療用ウィッグ購入費助成金**

がん治療に伴う脱毛に対応するために購入した医療用ウィッグ購入費用の一部を助成します。

対象／購入から1年以内で、全額用のウィッグ本体（1台限り）の購入費用

※アクセサリ・ケア用品は対象外。  
**助成金の額**／1人につき上限2万円  
**必要書類**

- ①市医療用ウィッグ購入費助成金交付申請書（健康増進課に備え付け、または市ホームページからダウンロード可）
- ②がん治療に伴い脱毛したことを証明する書類の写し（治療受診証明書、治療方針計画書、化学療法に関する証明書など）
- ③購入時の領収書の写し
- ④振込先の口座番号が分かるもの

申請・問／健康増進課（☎23-0410）



▲市ホームページ

**国民健康保険人間ドック費用助成金**

市国民健康保険加入者へ人間ドック受診に要した費用の一部を助成します。

**対象者**／市が指定する検査項目を全て受診し、次の全てに該当する方

- ①人間ドック受診日時点で市国保の被保険者であり、令和6年度に年齢が40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳〜74歳に達する方
- ②前年度までの国民健康保険税に未納がない世帯に属する被保険者
- ③検査結果を特定保健指導などへ活用することに同意できる方

- ④令和6年度内に、市が実施する特定健康診査および各種がん検診などとの重複受診がない方
- ⑤過去に市国保の人間ドック費用助成を受けたことがない方

**助成金の額**／上限2万円（2万円に満たない場合はその額）

**必要書類**／市国民健康保険人間ドック費用助成金交付申請書（市ホームページからダウンロード可）など

**申請締切**／申請方法により異なります

【助成券事前交付の場合】

6月28日(金)

【受診後に助成を受ける場合】

令和7年3月21日(金)

**申請・問**／健康増進課

(☎23-0410)



▲市ホームページ

**地域子育て支援団体活動補助金**

地域での子育て支援を促進するため、子育てに関する事業を行う市民団体に活動経費の一部を補助します。

**対象**／子育て支援団体、活動を通して子育て中の親子の交流の場を設けている育児サークルなど

**補助要件**／5人以上で構成され、半数以上が市民であり、子育て支援に関する開かれた継続的な活動実績がある団体または活動計画（年6回以上）がある団体

**補助金の額**／上限2万円（残額が出た場合は要返還）

**募集数**／5団体（申請多数の場合）は、社会貢献度の高い団体を優先）

**対象費用**／講師謝礼、印刷製本費、切手代、会場使用料、活動に必要な物品の購入など

**活動期間**／補助金が認められた月（令和7年3月31日(月)）

※事業完了後に精算となります。

**必要書類**／会則、収支予算書、年間活動計画書、会員名簿などの団体の活動が分かる書類など

**申請締切**／4月15日(月)

**申請・問**／子ども福祉課

(☎23-0826)

**市民活動に関する助成金**

**市民活動助成金**

市内の市民活動団体などが主体的に行う特色ある地域づくり活動や公益的な活動を推進・支援するため、助成金を交付しています。

**対象**／市内に活動拠点がある5人以上の市民活動団体や町内会などで規約などの定めがあり、営利目的でなく、政治活動、宗教活動、特定の思想または主義主張を浸透させることを目的としない団体

**対象事業**／公益的な協働のまちづくり活動で、助成決定後に実施し、令和6年度内に完了する次のいずれかに該当する事業

- ①地域の特色を生かし、その魅力を高める事業
- ②地域の自助力の向上を図る事業
- ③地域コミュニティの活性化につながる事業
- ④地域の課題解決を図る事業
- ⑤高齢者等のごみ出しを支援する事業

※令和6年度から「高齢者等ごみ出し支援事業」を「市民活動助成金」へ統合しました。

**助成金の額**／上限10万円(⑤は5万円)

**申請期間**／4月15日(月)〜5月2日(木)

(⑤は4月1日(月)〜)

**申請方法**／事前にまちづくり政策課と協議の上、申請書類を提出

○市民活動助成金説明会

説明会後には、専門相談員が相談を受け付けます。

**日時**／4月12日(金) 13時30分〜14時30分（受付：13時15分〜）

**場所**／市民交流プラザ

**申込・問**／まちづくり政策課(市役所6階広報協働係、☎23-0334)



▲市ホームページ

**市民活動自主研修等支援**

協働のまちづくりや男女共同参画を推進するため、市民の皆さんが勉強会や研修会を行う際に支援します。

**内容**／予算の範囲内で、内容に応じた講師などを派遣

**対象**／おおむね10人以上の市内の各種団体など

**申請方法**／研修実施予定日の2カ月前までにご相談ください

**申請・問**／まちづくり政策課(市役所6階広報協働係、☎23-0334)





※予算に限りがあります。早めにご相談ください。  
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。



## 生涯学習振興事業助成金とスポーツ・文化振興報奨金

東北大会や全国大会へ出場した方については、令和5年度から手続きを簡素化し、岩沼市スポーツ・文化振興報奨金として交付を行っています。

※令和5年度から申請書の様式が変わりました。



▲市ホームページ

### 岩沼市生涯学習振興事業助成金

**対象**／市内に住所または団体の本拠を有し、スポーツ・文化振興活動を行っている個人または団体

**対象事業**／

【スポーツ振興事業】市内でスポーツ振興のための講習会などを実施する場合で、他からの助成を受けないもの

【文化振興事業】市内で実施する文化振興活動事業で、広く市民に公開され、助成を受けないと開催が困難と認められるもので、他からの助成を受けないもの

**対象経費**／出演費、会場費、謝金、印刷費など

| 振興事業名           | 内 容   | 助成金額                     |
|-----------------|---|--------------------------|
| スポーツ振興事業・文化振興事業 | 個人・団体<br>・スポーツ振興事業開催の場合（講習会など）<br>・文化的事業開催の場合（コンサートなどの開催） | 対象経費の2分の1以内（限度額200,000円） |

**助成の流れ**／(1)事業実施14日前までに申請書・事業計画書を提出、(2)審査会で助成額を決定、(3)事業実施後に実績報告書を提出、(4)助成金を振り込み

**必要書類**／申請時：申請書、事業計画書、収支予算書、その他事業に関する資料

報告時：実績報告書、収支決算書、領収書の写し、その他事業に関する資料

### 岩沼市スポーツ・文化振興報奨金

**対象**／市内に住所を有し、スポーツ・文化振興活動を行っている方（小・中学生の場合は引率者を含む）

**対象事業**／スポーツ競技者が県予選などを勝ち抜いて東北大会以上の大会に出場する場合で、他からの助成を受けないもの（中学校体育連盟主催の大会を含む）または文化的コンクールなどで県予選などを勝ち抜いて東北大会以上の大会に出場する場合で、他からの助成を受けないもの

**交付金額**／

| 内 容    | 報奨金額    |
|--------|---------|
| 東北大会出場 | 10,000円 |
| 全国大会出場 | 20,000円 |
| 国際大会出場 | 50,000円 |



**助成の流れ**／(1)大会終了後に申請書などを提出、(2)担当課で内容を確認、(3)報奨金を振り込み

**必要書類**／①申請書、②地区予選などを経て出場権を獲得し出場したことが分かるもの、③大会開催要項・選手名簿（出場者名簿）、④大会結果が分かるもの

**申請・問**／生涯学習課（☎23-0844）